

公立大学法人静岡文化芸術大学経営審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学定款（以下「定款」という。）第17条第1項に規定する経営審議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 経営審議会は、定款第20条に掲げる事項を審議する。

(定数等)

第3条 経営審議会の委員総数は12人とし、定款第17条第2項第2号及び第3号の委員は次のとおりとする。

- (1) 第2号の委員 理事及び公立大学法人静岡文化芸術大学事務局長
- (2) 第3号の委員 6人

(任期)

第4条 定款第17条第2項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

- 第5条 経営審議会は、定款第18条第1項及び第2項の規定に基づき、理事長が招集する。
- 2 理事長は、経営審議会を招集するときは、開催の7日前までに、日時、場所、議題その他必要な事項を書面により委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。
 - 3 経営審議会に付議される事項につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(議長)

- 第6条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 2 理事長が欠席の場合は、定款第9条第3項の規定に基づき理事長があらかじめ指定した順序により、理事が議長となる。
 - 3 議長は、開会及び閉会を行い、会議の運営を主宰し、その秩序を維持する。

(議案の提出)

第7条 経営審議会への議案の提出は、議長が行う。

(発言)

第8条 発言は、すべて、議長の許可を得てしなければならない。

(採決)

- 第9条 議案について採決をする場合には、口頭又は無記名投票の方法により、議長がこれを定める。
- 2 口頭による採決は、付議事項について異議の有無を問う方法によることができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 議長は、審議事項に関する説明又は意見を聴くため、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(傍聴)

第11条 経営審議会の会議は公開しない。ただし、議長が相当と認めた場合は、傍聴を許可することができる。

2 傍聴人は発言することができない。

(議事録)

第12条 議長は、経営審議会を開催したときは、日時、場所、議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び出席した委員のうちから議長が指名した者2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

(事務)

第13条 経営審議会に関する事務は、総務室において処理する。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、経営審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、理事長が経営審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年6月24日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。